

障害者支援について～発達障害者の支援について

厚生委員会資料
令和4年1月17日
福祉部障害者福祉課

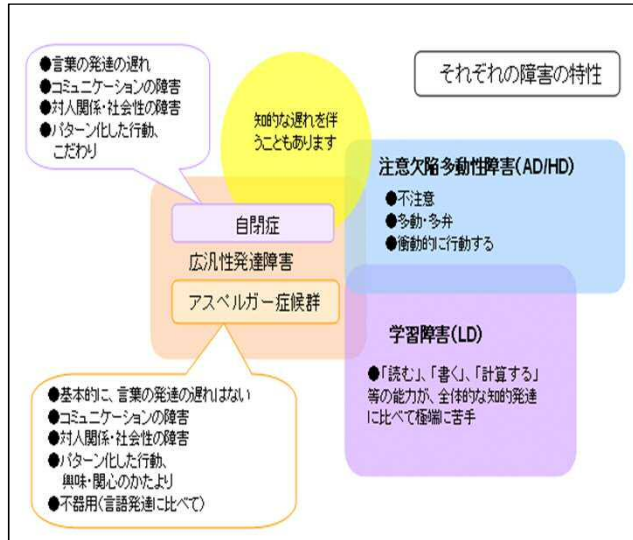
1. 発達障害の定義

■発達障害者支援法の定義

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

■医学的診断基準

ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）、アメリカ精神医学会のDSM-5（精神疾患の診断・統計マニュアル）がある。



※出典：政府広報オンライン「特集「発達障害」ってなんだろう？」

2. 発達障害の概要

■発達障害者の人数

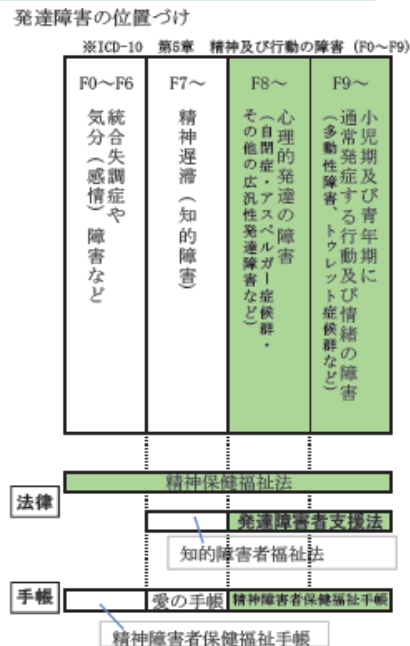
身体障害者、知的障害者、精神障害者と異なり、固有の手帳制度がない発達障害者の正確な数は分かっていないが、文部科学省による平成24年の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%（推定値）となっている。この6.5%を品川区の人口に換算すると、約26,000人と推計される。

■発達障害者を支援する法律およびサービス

発達障害者支援法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法と多岐に渡る。

サービスについては、知的障害を伴う場合は知的障害者として、知的障害を伴わない場合は精神障害者として、手帳の有無に関わらず、医師の診断等により障害者総合支援法に基づくサービスの対象となる。

※出典：発達障害者支援ハンドブック2020（東京都）



3. 第6期障害福祉計画における今期のテーマと取り組みの方向性

◆安心して暮らせる地域生活の支援

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・包括的な相談支援の充実※
- ・人材の確保・育成

◆包括的な障害児支援の充実

- ・早期発見・早期支援
- ・保護者への支援
- ・療育支援体制の整備
- ・重症心身障害児・医療的ケア児支援等の充実
- ・障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）

◆社会参加の促進

- ・多様な就労支援
- ・コミュニケーション支援・外出支援等の充実
- ・スポーツ・文化芸術活動の推進

◆地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

- ・心のバリアフリーの推進
- ・教育のインクルージョンの推進

※発達障害に特化した地域拠点相談支援センターを設置し発達障害に関する相談体制の充実を図る。

4. 区における発達障害者への支援策

■品川区発達障害者相談支援センター

（令和3年4月開設）

発達障害者とその家族の日常生活の困りごと等の、一般的な相談（よろず相談）と、計画相談を行う。また、必要に応じて、同じ施設内にある就労継続支援事業所や成人期支援事業等につなぐことで相談から支援までワンストップサービスを提供している。

■就労継続支援B型（定員20名）

一般就労が難しい発達障害者に対して、福祉的就労を提供している。

■発達障害者成人期支援事業

自立支援プログラムを提供して発達特性に対する自己認知を促すとともに、就労に向けた支援や居場所の提供をしている。

品川区立
発達障害者支援施設
ぷらーす

品川区発達障害者
相談支援センター
【一般的な相談・計画相談支援】

就労継続支援
B型
【就労訓練の場】

発達障害者
成人期支援事業
【居場所や交流の場
就労等専門相談】

関係機関

東京都発達障害者支援センター（TOSCA）、障害者就労支援センターげんき品川、就労移行支援事業所、ハローワーク、品川区地域自立支援協議会就労支援部会 他